

垂水市告示第 51 号

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置要綱を次のように定めた。

平成 27 年 4 月 21 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市において人口減少、少子高齢化等の諸課題を解決し、活力あるまちづくりを推進するための市民の意見を反映した垂水市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を推進するため、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項について調査、審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、総合戦略の実施状況の評価及び推進に関する事項について市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委嘱期間)

第 4 条 委員の委嘱期間は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期

間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

(委嘱期間の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の委嘱期間は、第4条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。